

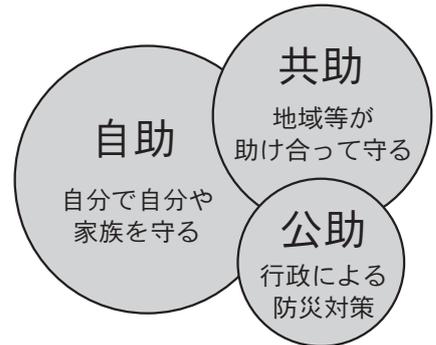
# 9月1日は防災の日

大正12（1923）年9月1日に発生した「関東大震災」に由来するもので、一人ひとりが災害について認識を深め、これに対処する心構えをするために創設されました。この日を含む1週間は「防災週間」と定められており、毎年各地で防災訓練や啓発行事などが実施されています。

## 【実際の災害時における被害の軽減には「自助・共助・公助」が不可欠となります】

3つの連携が円滑なほど、災害時における被害が軽減できると言われています。

今回は、そのポイントをご紹介しますので、防災の日をきっかけとして、ご家族や周囲の皆さんで防災について一緒に考えてみませんか。



### 1) 自ら取り組む「自助」

自助とは、自分自身や家族の命と財産を守るために、自分や家族で防災に取り組むことです。日常的な災害に対する備えを自ら行っていくことです。

[主な取り組み]

- 目安として最低限3日程度の飲料水・食糧の備蓄を行う
- 避難する際に備え、非常持出品の準備を行う
- 家族の安否確認方法を決めておく
- 家具の転倒防止を行う
- 家屋の耐震診断・耐震補強を行う など



### 2) 地域で協力して取り組む「共助」

共助とは、災害時に自分自身や家族の安全を確保した後に、近所や地域の方々と助け合うことです。また、災害時に地域が連携して助け合いができるように、日常から地域での助け合いについて備えることです。

[共助に繋がる主な取り組み]

- 近所の人に“あいさつ”をする
- 近所の人を知ること  
お互いを知り、仲良くなるのが大切です。  
※相手のプライバシーを根ほり葉ほり聞くことはありません。
- 積極的に地域のイベントに参加する。  
地域の行事への参加は、知り合い・友人を増やす貴重な機会ですので、自分自身の都合の中で参加することが大切です。
- 災害時において人のためにできることを考える。

### 3) 行政が取り組む「公助」

公助とは、役場、消防、警察、自衛隊などによる公的な支援のことです。

町では災害備蓄品整備計画に基づき、備蓄用消耗品や備品を計画的に購入することで、大規模災害時の応急対応に備える取り組みを行っているほか、今年度は防災行政無線の更新を行い戸別受信機の全戸配布に取り組んでいます。

# 防災行政無線

## 「戸別受信機」

### 全世帯に設置します！

町では、今年度中における「防災行政無線」のアナログからデジタルへの更新を進めています。現在の「戸別受信機」については、屋外スピーカーによる放送が聞き取りづらい地域への設置となっていますが、今回の更新に合わせて全世帯へ設置します。

なお、設置については世帯主の方の承諾が必要となります

後日、皆さんへ通知を行いますので、全世帯設置にご協力をお願いします。

#### なぜ戸別受信機を設置するの？

現在、屋外放送スピーカーから聞こえている「役場からのお知らせ」や「おくやみ」などの放送を、全世帯に戸別受信機を設置することにより、各家庭で情報を聞き取りやすくなり、災害時の緊急放送等を皆さんに迅速・確実に伝えることができるようにするためです。



なお、災害は「いつ」発生するかかわからないことも考慮し、住居のみならず事業所にも戸別受信機を設置することで防災体制の強化を目指します。

#### 簡単に設置できるの？

戸別受信機のみで電波を受信できる場合は、希望する場所へ置くだけになります。

しかし、本体のみ電波を受信できない場合は、住宅に屋外アンテナを設置（外壁等への取付）する工事が必要となります。

屋外アンテナを設置について、借家及び民間集合集宅の場合、建物所有者の承諾が必要になります。



#### いつごろ設置されるの？

後日、通知される申請書の提出が必要となります。

なお、11月より順次、戸別受信機の設置を行います。

#### 戸別受信機ってどんなの？

##### 【大きさ】

横250mm、高さ150mm、奥行き60mm以下

##### 【重さ】

約1kg（乾電池除く）

##### 【電源】

AC100V（常時通電してください）

##### 【停電時補償】

約72時間（単1アルカリ電池2個）

停電した際には一定時間LEDライトを点けることができます。

##### 【録音】

録音設定ができ、不在時の放送を再生することができます。緊急一括放送は必ず録音されます。



#### 費用はどうなるの？

- ・戸別受信機は町の財産であり、皆さんには「無償貸与」となります。
- ・最初の設置工事費については、町で負担します。（屋外アンテナを設置する場合も町で負担します。）
- ・設置後に要する管理費（電気料、電池代、移転費など）、町内転居に伴う機器の移動で発生する費用はご負担願います。

【お問い合わせ：総務課総務G・まちづくり課企画情報G】